

令和7・8年度

弘前市指名競争入札参加資格審査申請の手引き (建設工事・追加の審査用)

1 追加の審査の対象者

令和7・8年度指名競争入札参加資格有資格者名簿に登録されている市内業者及び市内扱い業者のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事の等級別の格付けを受けている者で、格付け変更を希望する者

- ※ 現在、複数の業種で格付けを受けている者が格付け変更を希望する場合は、その全ての業種で格付け変更を行いますので、ご注意下さい。
- ※ 格付け変更を希望しない者、また土木一式工事・建築一式工事・電気工事・管工事以外の業種のみに名簿登録のある者は、申請不要です。
- ※ 令和7・8年度の有資格者名簿に登録されておらず、新規に登録を希望する場合は、随時の審査に係る申請により手続きしてください。

2 申請書の提出方法、受付期間

(1) 提出方法

- ① フラットファイル（A4S型・黄色）の表紙と背表紙に、商号又は名称を記入してください。
- ② **6 提出書類**の順番に並べて、左とじに綴ってください。
(綴らない書類もありますので、【提出書類一覧表】で確認してください。)
- ③ 原則、郵送又は宅配便等（配達記録が手元に残る方法に限る）により提出してください。ただし、持参された場合でも受付しますが、後日書類確認のうえ、受付票を返送しますので返信用封筒を同封してください。

(2) 受付期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月28日（金）まで（必着）

※ 申請書類を持参する場合は、上記期間のうち土日、祝日等市役所閉庁日を除いた8時30分から17時まで（12時から12時45分までを除く）に提出してください。

3 入札参加資格の有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 資格審査の結果の公表

資格審査の結果は令和8年3月下旬に市ホームページで公表します。

5 申請書の提出先及び問い合わせ先

〒036-8551

青森県弘前市大字上白銀町1-1

弘前市総務部契約課契約係

電話 0172-35-1137（ダイヤルイン）

6 提出書類

- ※ 様式は、市ホームページよりダウンロードしてください。
(<https://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keiyaku/sinsei/tsuika.html>)
原則、窓口では配布いたしません。
- ※ 申請書類の基準日は、申請日現在とします。
- ※ 必要に応じて下記内容とは別に書類の提出を依頼することがあります。

【提出書類一覧表】※○は必須、△は任意の提出書類

提出書類		市内	市内扱い
①	指名競争入札参加資格審査申請書（建設工事）	○	○
②	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	○綴らない	○綴らない
③	A 納税証明書の写し（国税）	○	○
	B 納税証明書の写し（市税）（令和6年度分）	○	○
④	社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入を確認できる書類又は社会保険等の適用を受けないことの申立書 <small>（上記②の通知書で社会保険等加入の有無欄が「無」の場合のみ）</small>	○	○
⑤	技術職員名簿	○	○
⑥	職員調書		○
⑦	業者カード	○綴らない	○綴らない
⑧	指名競争入札参加資格審査申請書受付票	○綴らない	○綴らない
⑨	受付票返信用封筒（切手貼付）	○綴らない	○綴らない
⑩	エコアクション21、又はKES又はISO14001の認証・登録証の写し	△綴らない	△綴らない
⑪	障害者雇用状況報告書等の写し	△綴らない	△綴らない
⑫	協力雇用主登録及び雇用に関する証明書	△綴らない	△綴らない

① 指名競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（市様式）

□申請者

- 申請書は、建設業許可上の本社・本店で作成してください。したがって、申請者は本社・本店の代表者となりますので、印鑑は実印を押印してください。
- 「丁目」、「番地」は「-（ハイフン）」により省略してください。
- 個人で役職がない場合は、代表者氏名のみ記入してください。
- 代表者氏名については、姓と名前との間は1文字分あけて記載してください。

□担当者

- 申請事務の担当者及び直通の連絡先を記載してください。

□委任状

- 支社・支店・営業所・出張所等に委任する場合は、記載してください。
- 「丁目」、「番地」は「-（ハイフン）」により省略してください。
- 行政書士等による代理申請への委任には使用しないでください。

② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

- 申請日時点での有効なものを提出してください。

③ 納税証明書の写し（申請日前3か月以内に発行されたもの）

A 国税の未納のない証明（各税務署で交付します）

- ア 法人の場合…法人税と消費税及び地方消費税（様式その3の3又はその3）
- イ 個人の場合…申告所得税と消費税及び地方消費税（様式その3の2又はその3）

※納税証明書の交付請求をする際には、事前に最寄りの税務署に必要書類（納税証明書交付請求書、委任状等）を確認するようにしてください。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

[\(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm\)](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm)

なお代理人が請求する場合は委任状が必要です。

※e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用しているかたはオンラインで納税証明書の交付請求ができます。

B 市税の令和6年度分（当市で交付します）

- ア 法人の場合…法人市民税と固定資産税
- イ 個人の場合…市県民税と固定資産税（いずれも非課税の場合は所得課税証明書）

※いずれかの税が非課税である場合、納税証明書の右上に「〇〇税は非課税」とあらかじめ記載してください。

※納税証明書…【年度】が令和6年度と記載されているもの

所得課税証明書…【表題】が令和6年度と記載されているもの

④ 社会保険等の加入を確認できる書類の写し又は社会保険等の適用を受けないことの申立書（市様式）

- 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）における加入の有無欄が1つでも「無」と記載されている場合で、社会保険等に加入している事業所は、加入状況を確認できる書類を、社会保険等の適用を受けない事業所は、申立書に必要事項を記入し、押印のうえ提出してください。

- ・ なお、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、社会保険等の加入が「有」または「除外」と記載されている場合は、提出の必要はありません。
- ・ 「社会保険等の加入を確認できる書類」
…直近の保険料の領収証、適用通知書（健康保険・厚生年金保険）、雇用保険適用事業所設置届事業主控、直近の標準報酬決定通知書等
※標準報酬決定通知書等において、健康保険法等に規定する保険者番号、被保険者等記号・番号、被保険者整理番号等の表示がある場合は該当部分をマスキングして提出してください。

⑤ 技術職員名簿

- A 市内業者…別表技術職員資格区分表を参照
- ・ 技術職員名簿（市様式）を使用してください。
 - ・ 全ての技術職員について、建設工事の種類ごとに作成してください。なお、記載した技術職員について、資格を証明する書類及び雇用を確認できる書類の写しの添付は不要です。
 - ・ ただし、審査の必要上、任意に技術職員を抽出し、資格や雇用を確認できる書類の提出を求めることがあります。

B 市内扱い業者

- ・ 直近の経営事項審査時における技術職員名簿（20005 帳票）の写しを提出してください。

⑥ 職員調書（市様式）…市内扱い業者のみ

- ・ 弘前市にある支社・支店・営業所・出張所等にいる常勤職員について、希望する建設工事の種類ごとに作成してください。なお、記載した職員について、資格を証明する書類及び雇用を確認できる書類の写しの添付は不要です。
- ・ ただし、審査の必要上、任意に職員を抽出し、資格や雇用を確認できる書類の提出を求めることがあります。

⑦ 業者カード（市様式）

- ・ **7 業者カード記載要領**に従って記載してください。

⑧ 指名競争入札参加資格審査申請受付票（市様式）

- ・ 提出する書類については、必ず申請者確認欄にを入れて提出してください。
※必要書類の提出漏れが散見されますので、送付前に必ずご確認ください。
※各社独自の受付票を添付された場合であっても、市様式の受付票のみの返送とさせて頂きます。

⑨ 受付票返信用封筒（切手貼付）

- ・ 返信用封筒には、返信先の住所・商号（氏名）・担当者名を必ず記入してください。

⑩ エコアクション21、KES又はISO14001の認証・登録証の写し

- ・ 提出書類②経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、エコアクション21の認証の有無又はISO14001の登録の有無が「有」になっている場合は提出不要です。

A エコアクション21

一般財団法人持続性推進機構から認証・登録を受けている場合に提出してください。

B KES (KES・環境マネジメントシステム・スタンダード)

特定非営利法人 KES 環境機構（又はその協働機関）から認証・登録を受けている場合に提出してください。

C ISO14001

ISO認証機関から認証・登録を受けている場合に提出してください。

⑪ 障害者雇用状況報告書等の写し

- 障がい者を雇用している場合は提出してください。なお、障がい者雇用義務のない事業者にあっては、障害者手帳等の写し（提出について本人の同意を得ること）と雇用を確認できる書類を提出してください。

※雇用を確認できる書類において、健康保険法等に規定する保険者番号、被保険者等記号・番号、被保険者整理番号等の表示がある場合は該当部分をマスキングして提出してください。

⑫ 協力雇用主登録及び雇用に関する証明書（市様式。申請日前3か月以内に発行されたもの）

- 青森保護観察所に協力雇用主の登録がある場合、または登録がありかつ保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用している場合に提出してください。
- 証明書は、申請書類中の「協力雇用主登録及び雇用に関する証明書」を使用し、青森保護観察所に証明書の交付を依頼してください。
- 登録方法等、協力雇用主に係る制度等については、下記へお問い合わせください。

【問い合わせ先】青森保護観察所 処遇部門 就労支援担当

電話： 017-776-6418

青森保護観察所ホームページ

http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_aomori_aomori.html

7 業者カード記載要領

(01) 地区区分

- 次の要件に該当する方を○で囲んでください（営業実績は申請日時点とします）。

市内 弘前市内に本社・本店があり、弘前市内での営業実績が2年間以上

市内扱い 弘前市内に委任先の支店等があり、弘前市内での営業実績が2年間以上

(02) 申請区分

- 更新を○で囲んでください。

(03)～(06) 申請者欄について

- 「提出書類①指名競争入札参加資格審査申請書」の申請者情報から転記し、フリガナ・郵便番号等を記載してください。

なお、「株式会社」等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しないでください。

(07)～(10) 当市との契約を委任された支社・支店・営業所欄について

- 「提出書類①指名競争入札参加資格審査申請書」の委任状情報から転記し、郵便番号等を記載してください。ただし、本社・本店（単独店）の場合は不要です。

(11) 営業年数

- 競争への参加を希望する工事の種類に係る建設業の許可又は登録を受けて事業を開始した日（2業種以上の時は最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を控除した期間（1年未満切捨て）を右詰めで記載してください。
- 組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の創業時をとることができます。また、企業の合併がおこなわれたときは、合併前の各企業のうち古いものの創業時をとることができます。

(12) 総職員数

(13) 資本金（法人のみ）～(16) 審査基準日

- 「提出書類②経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」から転記してください。
なお、「(14) 自己資本額」には、「提出書類②経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」右上に記載の数値を転記してください。

(17) 技術職員数

- 「提出書類②経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の合計欄から転記してください。

(18) 社会保険等の加入状況

- 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のそれぞれについて、加入している事業所の場合は「加入」、保険の適用を受けない事業所の場合は「適用除外」を○で囲んでください。

(19) エコアクション21、KES又はISO14001の認証・登録

- 認証・登録の有無について○で囲んでください。

(20) 障がい者雇用

- 法定雇用率以上（障がい者雇用義務のない事業者にあっては1人以上）の障がい者雇用の有無について○で囲んでください。

(21) 協力雇用主

- ・ 該当する方を○で囲んでください。

<input type="checkbox"/> 登録のみ	青森保護観察所に協力雇用主の登録がある
<input type="checkbox"/> 登録かつ雇用	登録がありかつ保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用している
<input type="checkbox"/> 無	上記以外

(22) 許可業種

等級格付け対象の業種についてのみ記載してください。

① 許可区分

- ・ 対象業種が、一般建設業の許可の場合は「1」、特定建設業の許可の場合は「2」を記載してください。

② 総合評定値（P）、種類別年間平均完工高

- ・ 「提出書類②経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」から転記してください。

※ 資格審査・等級格付けでは、種類別年間平均完工高の有無を審査し、登録を希望する業種に係る種類別年間平均完工高がない場合には、C等級として格付け（土木一式工事、建築一式工事、電気工事および管工事が対象）します。

③ 技術職員数

- ・ 下記の記載方法にならって記載してください。

区分	記載方法
市内業者	業種毎に「提出書類⑤技術職員名簿」に記載した技術職員の人数を記載してください。 (監理) 欄には、国家資格等又は実務経験に関わらず、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有している者の人数を記載してください。
市内扱い業者	業種毎に「提出書類⑥職員調書」に記載した技術職員の人数を記載してください。 (監理) 欄には、国家資格等又は実務経験に関わらず、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有している者の人数を記載してください。

8 弘前市の各種証明書の交付について

弘前市より交付する各証明書については、下記のホームページから各証明書の交付に係る必要書類をダウンロードのうえ、受付窓口にて交付を受けてください。

なお、ご不明な点等ありましたら、各担当部署にお問い合わせください。

(<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/kurashi/todoke/shoumei.html>)

9 申請書等の記載内容変更

申請書・添付書類等の記載内容について変更があったときは、市の様式「登録申請内容変更通知書」により、その都度必ず届出してください。また、「登録申請内容変更通知書」の届出のほか、当市電子入札システムの利用者登録についても変更登録が必要となる場合がありますので、ご留意ください。

なお、希望業種の追加についても「登録申請内容変更通知書」で受付します。

必要書類については、様式の裏面の記載をご確認ください。

※ 市の様式は、下記アドレスからダウンロードできます。

(http://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keiyaku/youshiki/sankashinsei_youshiki.html)

別表

技術職員資格区分表

資格区分	技術職員区分		
	1級	2級	その他

建設業に係る建設工事に關し、学校教育法による高等学校を卒業した後5年以上、又は大学を卒業した後3年以上の実務の経験がある方			○
建設業に係る建設工事に關し10年以上の実務の経験がある方			○

建設業法	1級建設機械施工管理技士（旧称号：1級建設機械施工技士）	○		
	2級 // (第1種～第6種)		○	
	1級土木施工管理技士	○		
	1級土木施工管理技士補 3年			○
	2級土木施工管理技士（土木）		○	
	// (鋼構造物塗装)		○	
	// (薬液注入)		○	
	2級土木施工管理技士補 5年			○
	1級建築施工管理技士	○		
	1級建築施工管理技士補 3年			○
	2級建築施工管理技士（建築）		○	
	// (躯体)		○	
	// (仕上げ)		○	
	2級建築施工管理技士補 5年			○
	1級電気工事施工管理技士	○		
	1級電気工事施工管理技士補 3年			○
	2級電気工事施工管理技士		○	
	2級電気工事施工管理技士補 5年			○
	1級管工事施工管理技士	○		
	1級管工事施工管理技士補 3年			○
	2級管工事施工管理技士		○	
	2級管工事施工管理技士補 5年			○
	1級電気通信工事施工管理技士	○		
	2級 //		○	
	1級造園施工管理技士	○		
	1級造園施工管理技士補 3年			○
	2級造園施工管理技士		○	
	2級造園施工管理技士補 5年			○

建築士法	1級建築士	○		
	2級 //		○	
	木造 //		○	

別表

技術職員資格区分表

資格区分	技術職員区分		
	1級	2級	その他

技術士法	建設・総合技術監理（建設）	○		
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	○		
	農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）	○		
	電気電子・総合技術監理（電気電子）	○		
	機械・総合技術監理（機械）	○		
	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）	○		
	上下水道・総合技術監理（上下水道）	○		
	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）	○		
	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	○		
	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）	○		
	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	○		
	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）	○		
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）	○		
	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）	○		

電気工事士法 電気事業法	第一種電気工事士		○	
	第二種 //	3年		○
	電気主任技術者（第1種～第3種）	5年		○

電気通信事業法	電気通信主任技術者	5年		○
	工事担任者	3年		○

水道法	給水装置工事主任技術者	1年		○
-----	-------------	----	--	---

消防法	甲種消防設備士		○	
	乙種 //		○	

職業能力開発促進法	建築大工（1級）		○	
	// （2級）	3年		○
	型枠施工（1級）		○	
	// （2級）	3年		○
	左官（1級）		○	
	// （2級）	3年		○
	とび・とび工（1級）		○	
	// （2級）	3年		○
	コンクリート圧送施工（1級）		○	
	// （2級）	3年		○
	ウェルポイント施工（1級）		○	
	// （2級）	3年		○

別表

技術職員資格区分表

資格区分	技術職員区分		
	1級	2級	その他

職業能力開発促進法	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（1級）		○	
	II（2級）	3年		○
	給排水衛生設備配管（1級）		○	
	II（2級）	3年		○
	配管・配管工（1級）		○	
	II（2級）	3年		○
	建築板金「ダクト板金作業」（1級）		○	
	II（2級）	3年		○
	タイル張り・タイル張り工（1級）		○	
	II（2級）	3年		○
	築炉・築炉工（1級）・れんが積み		○	
	II（2級）	3年		○
	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施工		○	
	II（2級）	3年		○
	石工・石材施工・石積み（1級）		○	
	II（2級）	3年		○
	鉄工・製罐（1級）		○	
	II（2級）	3年		○
	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）		○	
	II（2級）	3年		○
	工場板金（1級）		○	
	II（2級）	3年		○
	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業（1級）		○	
	II（2級）	3年		○
	板金・板金工・打出し板金（1級）		○	
	II（2級）	3年		○
	かわらぶき・スレート施工（1級）		○	
	II（2級）	3年		○
	ガラス施工（1級）		○	
	II（2級）	3年		○
	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）		○	
	II（2級）	3年		○
	建築塗装・建築塗装工（1級）		○	
	II（2級）	3年		○
	金属塗装・金属塗装工（1級）		○	
	II（2級）	3年		○
	噴霧塗装（1級）		○	
	II（2級）	3年		○
	路面標示施工		○	

別表

技術職員資格区分表

資格区分	技術職員区分		
	1級	2級	その他

職業能力開発促進法	畳製作・畳工（1級）		○	
	II（2級）	3年		○
	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）		○	
	II（2級）	3年		○
	熱絶縁施工（1級）		○	
	II（2級）	3年		○
	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）		○	
	II（2級）	3年		○
	造園（1級）		○	
	II（2級）	3年		○
	防水施工（1級）		○	
	II（2級）	3年		○
	さく井（1級）		○	
	II（2級）	3年		○

地すべり防止工事	1年		○
基礎ぐい工事		○	
建築設備士	1年		○
計装	1年		○
解体工事		○	
基幹技能者			○
その他			○

※資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後、建設業法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数です。

ただし、平成16年4月1日時点で「職業能力開発促進法」の2級に合格していたかたは、1年以上の実務経験で足ります。